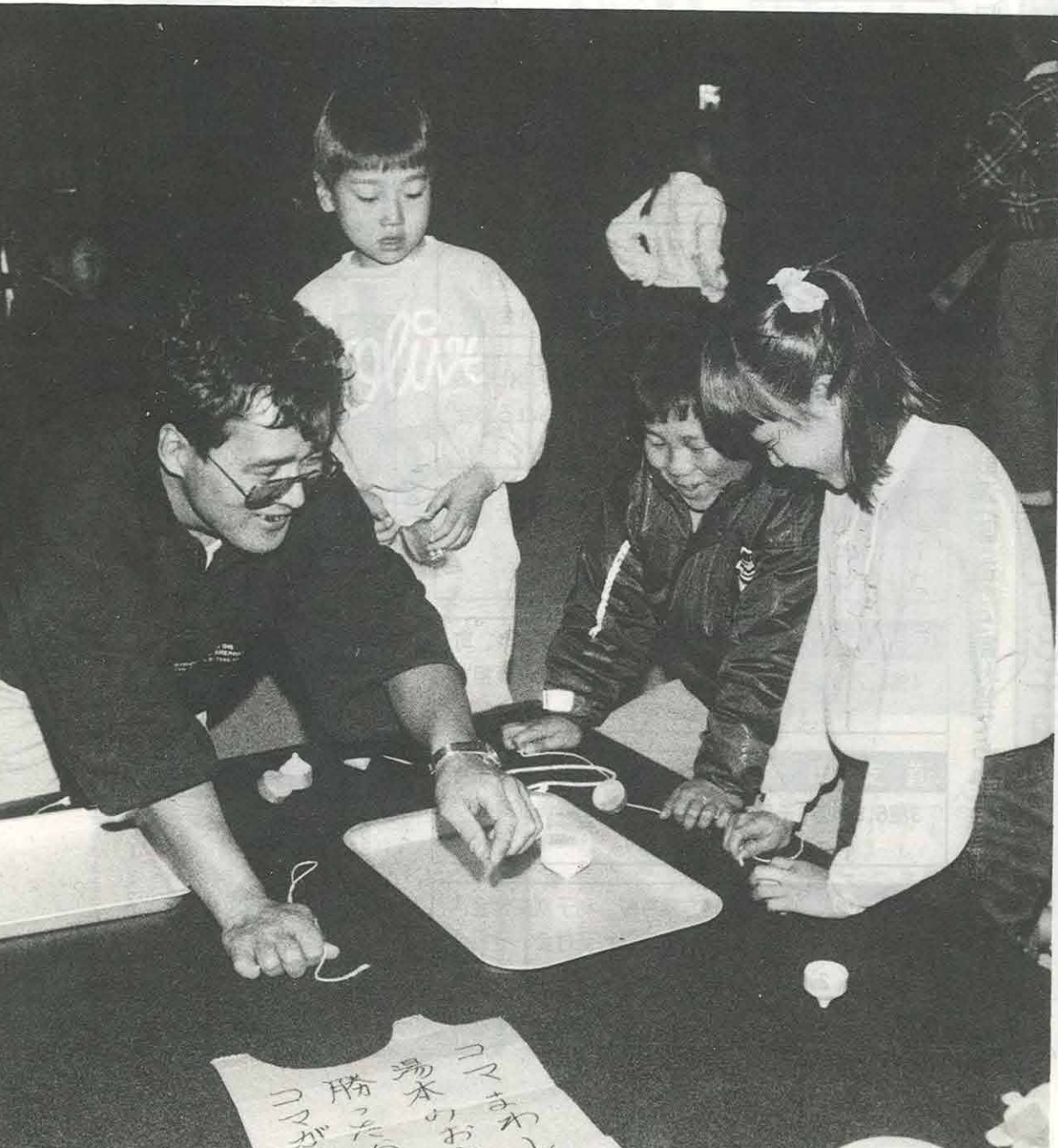


〈佐呂間町民憲章〉

仕事に誇りをもち
 楽しく豊かなまちをつくります

平成2年
 (1990)

2



(昔の遊び広)

昭和六十三年年度

各会計決算状況の公表

昭和六十二年年度の本町各会計の決算は、十二月開会された第四回定例町議会において認定されましたので、概要についてお知らせします。

町税の収入割合



木林取引税 561万5千円
軽自動車税 313万3千円

自主財源 (町が自主的に収入できる財源)

32.8%

衣存財源 (国・道から割り当てられたりする収入)

67.2%

町 税	町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ消費税などです
7億1,214万2千円 (12.2%)	
諸 収 入	貸付したお金の返済されたものや預金の利子です
4億0,260万6千円 (6.9%)	
繰 入 金	財政調整基金など、各種基金からの繰入金です
3億1,988万8千円 (5.5%)	
繰 越 金	前年度の決算余剰金を繰越したものです
2億1,567万7千円 (3.7%)	
財 産 収 入	町の財産 (土地・建物) の貸付収入や各種基金の預金利子です
1億2,760万4千円 (2.2%)	
使用料及び手数料、寄付金	町の施設等を利用する方から納めていただくお金 (牧野、公営住宅など) や寄付金です
1億3,558万4千円 (2.3%)	
地 方 交 付 税	市町村の財政力を平均化するため、国から配分されるお金です
21億5,218万2千円 (36.8%)	
町 債	町の大きな事業の財源を借入金で調達するものです
7億7,100万円 (13.2%)	
国 庫 支 出 金	国から依頼された仕事や、町の公共事業などに国が負担するお金です
4億8,219万2千円 (8.3%)	
道 支 出 金	道から依頼された仕事や、町の公共事業などに道が負担するお金です
3億6,860万6千円 (6.3%)	
そ の 他	地方譲与税、利子割交付金、自動車取得税交付金、分担金及び負担金などです
1億5,717万2千円 (2.6%)	

歳 入

58億4、465万3千円

六十三年度の一般会計決算額は、歳入が五十八億四千四百六十五万三千円、歳出が五十六億九百七十一千円で、差し引き二億三千五百五十八万二千円の黒字になっています。

町民1人当りの
町税負担額と還元額

町民1人当りに
使われたお金
691,880円



町民1人当りの
町税負担額
87,843円

(平成元年3月末人口 8,107人)

歳 出 56億0、907万1千円

議会の運営管理などです	議 会 費 6,749万1千円 (1.2%)
交通安全対策、財産管理、コミセンの建設、町総合計画の推進、交通公園の造成などです	総 務 費 13億7,730万8千円 (24.6%)
各福祉関係の充実、各種医療費の助成、栄保育所の改築、特別養護老人ホームの運営管理などです	民 生 費 6億1,969万1千円 (11.0%)
保健予防対策、ゴミ収集処理等生活環境整備などです	衛 生 費 1億7,857万8千円 (3.2%)
農林漁業（農業生産体質強化総合推進対策事業、公共育成牧場事業等の実施、土地改良事業、漁港整備事業等への負担金支出）の振興などです	農林水産業費 6億7,704万6千円 (12.1%)
特産品の開発促進、商工業・中小企業対策、消費者対策、観光事業（幌岩山登山遊歩道）などです	商 工 費 2億0,599万3千円 (3.7%)
道路の新設（西町1・2号道路） 道路の改良（西富若里幹線道路） 河川改修、災害復旧などです	土 木 費 4億3,373万円 (7.7%) ※災害復旧費を含む
消防活動・救急活動及び施設等の整備（水槽付ポンプ自動車）などです	消 防 費 1億4,510万4千円 (2.6%)
佐呂間小学校改築整備、教育施設の整備、学校教育・社会教育の振興、図書の実充などです	教 育 費 10億7,766万円 (19.2%)
借入金の元金、利子の支払いです	公 債 費 6億8,451万5千円 (12.2%)
各特別会計への繰出金です	諸 支 出 金 1億4,195万5千円 (2.5%)

昭和六十三年年度

決算審査報告書

監査委員 宮崎正義

室井四郎

昭和六十三年年度佐呂間町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに関係諸帳簿証書類を審査した結果、その意見を次のとおり報告します。

一、審査の対象

- (1) 一般会計歳入歳出決算
- (2) 町有林特別会計歳入歳出決算
- (3) 簡易水道特別会計歳入歳出決算
- (4) と場特別会計歳入歳出決算
- (5) 町営バス事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (7) 老人保健特別会計歳入歳出決算
- (8) 財産に関する調査

二、審査期間

平成元年十一月十五日から二十八日までのうち、十日間

三、審査概要

昭和六十三年年度一般会計、各特別会計の歳入歳出決算につきそれぞれの事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調査に基づいて、歳入歳出決算係数の総括的な審査を行い、その内容の是非、予算の執行状況についても検討を加えた。なお、これらの審査に当たつ

ては、所管担当者からの資料提出と説明を求め参考とした。その結果、各会計とも係数に誤りはなく正当なものと認められる。

予算執行については、三十四年間継続した船木町政の締め括りの年として、広範囲に亘り超大型の予算を編成、且つ、執行された。若佐地区コミュニティセンター新築工事、佐呂間小学校校舎新築工事（継続工事）、佐呂間小学校体育館増設工事、国営・道営・団地営土地改良事業、西富若里幹線道路凍雪害防止工事等、億単位の事業費で一億三千万円、新営的投資事業の合計では十八億九千万円になり、過去五年平均の投資的事業に対して、約一・八倍に達した。これら事業の実施により、学習環境の整備改良はもとより、住民の生活環境・福祉の向上、地域産業の振興、観光開発の推進に寄与したことは疑うべくもない。

この大型プロジェクトの実施を可能にした背景には日本経済の好況に支えられた税収の伸び（前年対比一〇九％）、二十一億を超える地方交付税（前年対比一一七％）の交付等、歳入の自然増収が大きく寄与している。しかし、国・道支出金が前年

と 場 特 別 会 計

予 算	1億8,050万円
歳 入	1億8,067万3千円
歳 出	1億8,001万7千円

国民健康保険特別会計

予 算	8億3,059万7千円
歳 入	8億5,413万円
歳 出	8億0,827万4千円

簡 易 水 道 特 別 会 計

予 算	1億5,413万9千円
歳 入	1億5,337万5千円
歳 出	1億4,393万9千円

老 人 保 健 特 別 会 計

予 算	7億2,596万4千円
歳 入	7億2,724万7千円
歳 出	7億1,334万2千円

特別会計決算状況

対比約六千万円の増加に止まっている状況から、自己負担分を賄うため、財政調整基金から三億円を支出し、町債を七億七千万円借入し、収支の均衡をえている。

財政の健全性については、前年の指摘以上に慎重な配慮がのぞましいところであり、新総合計画の策定に臨む、堀町長の英断に期待するところ大である。

四、会計別財政 収支の状況

(1) 一般会計

昭和六十三年一般会計の決算状況は、歳入総額五十八億四千四百六十五万三千円、歳出総額五十六億九百七十一万一千円、形式収支は二億三千五百五十八万二千円の黒字である。これは最終予算に対し、歳入においては一〇・九五%、歳出においては九七・八四%の執行率となり財源確保になみなみならぬ積極性と努力が払われたものと評価できる。また、最小の経費で最大の効果を挙げる財政の原則が貫かれたものと考えられ、効率的な財政運営がなされたものと認める。

これを、財政収支の状況によ

つてみると、形式収支から繰越明許事業に係わる翌年度繰越財源と前年度実質収支（前年度繰越金）を差し引いた単年度収支は、一千八百五十一万六千円の黒字である。また、単年度の基金積立金と取り崩し額を相殺した結果、実質単年度収支は一億九千五百二十六万六千円の黒字になる。

(2) 特別会計

昭和六十三年各特別会計の決算状況は、決算合計額、歳入十九億七千五百二十三万七千円、歳出十九億二百七十一万五千円、差引残額七千二百五十二万二千円である。

実質収支は各会計共黒字になっているが、一般会計からの繰入額は対前年二千九十九万八千円減の一億四千二百九十五万五千円である。

その内訳は、町有林会計一千

六百五十二万二千円、簡易水道会計三千八十万円、と場合会計一千五百三十六万四千円、バス会計百六十一万七千円、国保会計四千六百六十六万六千円、老人保健会計三千五百五十一万六千円である。特別会計の総てに財源として、一般会計からの繰入金を充当している。

以下会計別に実質収支の状況

を説明する。

①町有林会計

実質収支から前年度繰越金七百九十八万八千円を除く単年度収支は六百八十四万四千円の赤字である。更に、基金積立金六百万円・利子積立金九千円と一般会計繰入金一千六百五十二万二千円を相殺すると一千六百八十八万七千円の赤字である。

なお、本会計は次年度一般会計に包含することを前提とした基金積立を行ったものである。

②簡易水道会計

実質収支の黒字九百四十三万六千円から、前年度繰越金九百六十三万四千円を引く単年度収支は十九万八千円の赤字となり基金利子積立金一万一千円を加え一般会計繰入金三千八十万円を除く実質単年度収支は、三千九十八万七千円の赤字である。

③場合会計

実質収支六十五万六千円から前年度繰越金百八十三万二千円を除く単年度収支は、百二十七万六千円の赤字であり、これに基金利子積立金一千円を加え、一般会計繰入金一千五百三十六万四千円を除くと、実質単年度収支は一千六百五十三万九千円

町有林特別会計

予算 4,430万3千円

歳入 4,442万2千円

歳出 4,335万8千円

町営バス特別会計

予算 1,522万2千円

歳入 1,539万円

歳出 1,378万5千円

の赤字である。この赤字は食肉加工センター新築工事費の需要によるものである。

④バス会計

実質収支百六十万五千円から前年度繰越金六十三万五千円を差し引いた、単年度収支は九十七万円の黒字、これから一般会計繰入金百六十一万七千円を除く実質単年度収支は六十四万七千円の赤字となる。なお、本会計は、湧網線廃止に伴う代替バス運行に関連する、路線縮小もあり、次年度から一般会計に包含されるものである。

⑤国保会計

実質収支四千五百八十五万六

千円から、前年度繰越金一千三百二十六万二千円を差し引いた単年度収支は三千二百五十九万四千円の黒字、これに基金利子積立金百七十六万二千円を加え基金支出三千八百万円と一般会計繰入金四千六百六十六万六千円を除く実質単年度収支は、四千五百二十五万円の赤字となる。

⑥老人保健会計

実質収支の黒字は一千三百九十万五千円であり、前年度繰越金一千七百四十一万八千円を除く単年度収支は三百五十一万三千円の赤字になる。更に、一般会計繰入金三千六百五十一万六千円を引く実質単年度収支は四千二百九十九千円の赤字となる。

五、財政運営の状況

(1) 本年度歳入の執行状況については、予算対調定額は五十七億三千二百八十九万三千円対五十八億九千四百九十八万五千円、一億六千二百九万二千円の前増、収入済額は、五十八億四千四百六十五万三千円、予算額に

対し一〇・一・九％、調定額に對し九・九・一％の収入率となり前年並である。これは観光施設整備の繰越に係る財源、三千六百万円の未収入が原因であり、これを修正した数値は九・九・七六％になる。

収入未済額のうち、右記三千六百万円(町債)を除く一千四百三十三万二千円の内容は、収入率において前年対比、町税〇・一％低下、分担金及び負担金〇・二％上昇、使用料及び手数料三％低下と収入率全体では大きな変動は見られない。

税および税外未収の詳細は後ほど述べるが、全般的に予算と調定、調定と収入との比較において、特に著しい積算計数の相違がないことは、財源確保に向けての努力であると評価する。

(2) 歳出の執行関係では、歳出予算の総額五十七億三千二百八

十九万三千円に対し、支出済額は五十六億九百七十一万一千円であるが、繰越明許費の観光施設整備費四千八百二十九万九千円を予算から除外した五十六億八千四百八十六万四千円、執行率を計算すると九八・六七％になる。(前年度九八・八五％)

不用額は七千五百七十九万三千円であつて、予備費の不用額一千九百九万二千円を降ろす五千六百七十万一千円が実不用額になる。

予算の執行状況を款別執行率で見ると、総ての款で九七％を超える執行率であることがわかる。(明許繰越を除く商工費九・一五％)執行率の高さは、計画的に事務事業が執行された証左であると、判断することが出来る。とは、言つても、個別の内容審査では、事業執行未了または計画変更であるのに、増減額の補正に適切さを欠くものも、極めて少数あり、後述の指摘とする。しかし、全般的には事務事業が計画的に、しかも効率よく執行されたものと認める

歳出決算額を性質別にみると消費的経費のうち人件費は、対前年一〇八・一七％、物件費は一〇三・三六％、その他は一五九・二九％となり、かなり大幅

な伸びを見せているが、歳出全体に占める消費的経費の割合は三〇・三七％と対前年比二・八一％増に止まっている。

投資的経費においては、新営的なものが前年対比一一・一・一％と超大型投資の前年を、更に一割以上上回り、歳出全体に占める割合も三三・七％と歳出の三分の一を超えるに至つた維持的経費では四六・三九％に縮小している。補助費等においては、一〇四・六二％の平均的伸びに止まっている。

六、予算執行状況と

留意点

(1) 歳入の部

歳入のうち町税は、六十二年度を約六千五百五十万円で上回る七億一千二百四十万二千円の収入で、前年対比一〇九・四五％となつてゐる。税目別にみると町民税五千六百万円の増収が大きく影響している。

①町税

収入額は、前述のとおり対前年比一〇九・四五％の七億一千二百四十万二千円である。収納率は九八・九％(五十九年九九・五七％、六十年九九・四八％

六十一年九九・一％、六十二年九九・〇％)対前年〇・一％の低下である。課税総額の増大に伴う未収金額の増加(六十年二百八十四万九千円、六十一年六百十七万六千円、六十二年六百六十二万七千円)は避け難いところであるが、特に本年度の場合、不納欠損額を〇とし収納率下げ(滞納繰越分においては七一・〇七％と著しく低下させ)ている。

これは、地方税に適用或いは準用される、国税徴収法・民法の解釈を誤つた運用であり、当然時効完成している税の不能欠損処分を行つていないことによる。今後は厳に留意されたい。

②地方譲与税等

地方譲与税・利子割交付金・自動車取得税交付金・交通安全対策特別交付金・分担金及び負担金については、特に意見なし

③地方交付税

地方交付税において、最終予算額と収入済額との差が一億五千三百万円と大きく開いているが、予算編成技術・財源留保の問題、更には特別交付税の交付決定が年度末に近い関係もあり止むを得ないものと思われる。

④国庫支出金・道支出金
国庫支出金・道支出金共執行率一〇〇％である。

⑤使用料及び手数料

使用料及び手数料のうち、児童福祉使用料の未収は継続した解消努力が必要と思われる。観光施設使用料の未収は、一部使用停止の措置も検討せざるを得ないのである。住宅使用料については、前年三十二万二千円の未収増加に止めた努力を評価したところであるが、六十三年度に百四十五万円の未収増をみたことは甚だ残念である

⑥財産収入

財産収入のうち不動産売却収入において、予算と収入の差六百万円は旧国鉄用地の売り払いが、計画どおり完了しなかつたためである。

⑦寄付金

寄付金については特に意見なし。

⑧繰入金

繰入金については、財政収支の状況において触れたとおりである。

⑨繰越金

繰越金における予算額と収入額との差二千円は前年度決算時の千円未満の端数整理に伴うものである。

⑩諸収入

諸収入については、特に意見なし。

⑪町債

昭和六十三年における町債が歳入全体に占める割合は一二・一九％である。五年前の審査意見でも述べたところであるが、各種事業の施工に伴い、その財源を起債に求めることは、財政法上認められることであり当該施設が二十年以上にわたって、住民利用に供されることを考えれば、現在の納税者だけでなく今後新たに納税者となる後世代の町民にも、その費用を負担願うという意味においては寧ろ合理的に思える。しかし、それには一定の枠と限度が必要と思われる。

一般会計における昭和六十三年度末の現債額は四十六億四千九百三十七千円に達し、未償還利子二十二億五千六百六十一万二千円を含む、今後の要償還額は六十八億九千二百五十四万九千円に及ぶ計算になる。また、実質的に起債とみなすべき土地改

良資金の償還金元金六億二百四十九万六千円、利子二億三千四百八十二万六千円を含む要償還額は七十七億二千九百八十七万一千円に達する。因に、昭和六十三年年度の町税総額は七億一千二百十四万二千円であり、町債の償還は元利合計（元金四億一千七百三十八万二千円、利子二億六千七百九万七千円）は六億八千四百四十七万八千円である。

町税の伸長により単年度償還金は税で賄うことが可能になったが、新たに町債の借入が七億七千百万円になっている。毎年財源を多額に起債に求め現債額が増加することは、それ以上に要償還額が増加することであり必然的に財政の硬直化に繋がる問題である。安易に町債を財源に求めることは控えるべきであろう。

(2) 歳出の部

①予算不用額について

不用額については、概に「五財政運営の状況(2)支出」でのべたとおり実不用額は五千六百七十万一千円である。事務事業の計画的執行、適正な時期における予算補正により、総ての款において高い執行率を保持していることは、適切であると評価できる。もし、民生費、国民年金

費、報償費において一千四十四万円の不用額が生じなかったなら、総ての款の執行率は九八％を超えたのである。

②予備費の充用について

予備費の充用総額は三百四十三万円で、職員手当・償還金・積立金等多科目に亘るが、予算規模からみて、また、前年に比較して小額な数字と判断する。

③事務全般について

災害対策基本法第十六条第五項の規定を受け、佐呂間町防災会議設置条例が制定されているが、防災会議設置の目的と、災害発生時の会議招集との関連は、地域防災計画の作成と人的要素、即ち委員等の委嘱行為抜きに論ずべきものと思われない。備えあれば憂いなしの格言どおり、会議の構成および地域防災計画の策定は速やかに行うべきである。

イ、非常持ち出し書類の表示について
文書の編纂並びに保存規程第十一条に規定する、非常持出し書類の表示がなされていない。

い。永久保存を要する書類・町政の進展を後世に遺すべき統計資料等、その類別を明確にすると共に表示されることを希望する。

ウ、事務専決規程の改正について

事務専決規程において、企画調査室長に専決を認めている、次の事務は、工営課長の専決に移行することが妥当と思われる。

・一般乗合旅客運送事業の収入命令
なお、効率的な事務処理を促進するため、専決範囲の拡大についての検討も望ましい

エ、学校職員の私有車の公用使用について
佐呂間町立学校職員の私有車の公用使用に関する要綱に基づき運用が、円滑に実施されている。該当する各学校の対応に不手際があることは勿論であるが、教育委員会の指導不足も見受けられる。事故発生以前に、事務手続きを進められたい。

(3) 特別会計

Ⅰ・町有林会計

予算総額四千四百三十万三千

円に対し、支出済額は四千三百三十五万八千円、執行率九七・八七％になっている。主な事業は、造林関係で植え付け面積五・九七ha、地ごしらえ五・九七haに苗木代を含み三百四万五千円、間伐事業一八・七七ha二百六十九万一千円、直営造林事業では二百七十四万四千円の委嘱料を支出し、出材積四二m³を得た。そのほか、例年どおり維持管理事業として造林地下刈事業人工林蔓切除伐枝打事業、野そ駆除事業等を八百六十六万七千円で実施した。

歳入では、道支出金九百八万一千円、財産収入七百三十五万四千円、一般会計繰入金一千六百五十二万二千円、繰越金七百九十八万八千円、町債三百九十万円が主なものである。

Ⅱ・簡易水道会計

予算総額一億五千四百三十三万九千円で支出済額一億四千三百九十三万九千円、執行率九三・三八％になっている。本年度の主な事業は、佐呂間簡易水道検満量水器改良工事九百三十九万六千円、浜佐呂間簡易水道番号線配水管入替工事で七五・LⅡ一六八m百十七万一千円、栄簡易水道送水管移設工事五〇LⅡ九〇m三十四万二千円、佐

呂間簡易水道配水管移設工事
五〇・LⅠ一六八m、φ一〇〇
・LⅡ二〇八m六百六十万円浜
佐呂間簡易水道汐見道路配水管
敷設工事φ五〇・LⅠ一五八m
八十一万七千円で実施した。

歳入においては、使用料手数料
一億四百七十七万七千円（六十
年度九千二百七十九万八千円、六
十一年度九千四百六十六万七千
円）、一般会計繰入金三千八十
万円、繰越金九百六十三万四千
円が主なものである。

水道使用料の収入未済額二百
三万一千円（六十二年度百五十
九万七千円）は、年間の未収増
加額四十三万四千円で、決して
多い金額とは言えないが、なお
一層の徴収努力を望みたい。

Ⅲ・と場合会計

と場合会計の歳入では、使用料
手数料一千九百三十五万七千円
（六十二年度一千五百三十九万
円）、利用頭数八千八百一十一頭
（六十二年七千八百三十九頭）
で前年度に比較して金額では
一・二六%、頭数では一・〇四%と
順調に伸びている。その他の歳
入として一般会計繰入金一千五
百三十六万四千円、町債一億四
千七百七十万円が主なものである
歳出では、食肉加工センター
新築工事費一億四千二百九十一

万円、けい留場建設工事費四百
五万円、と畜場冷蔵庫改良補修
工事費四百八十九万九千円が主
なものであり、他は、と場運営
のための人件費、賃金、維持的
経費のみである。

Ⅳ・町営バス会計

歳入では、使用料九百三十四
万五千円（六十二年九百三十三
万一千円）であり、利用件数
は三万八千五百四十五件（六十
二年度三万九千四百七十八件）
と変動はみられない。使用料の
他は道補助金三百七十九万四千
円と一般会計繰入金百六十一万
七千円が主なものである。歳出
では、人件費に係わるもの、車
輛等の物件費、町債の償還に係
わる公債費以外事業費はない。
なお、本会計は次年度以降一
般会計に包含の予定である。

V・国保会計

国保税現年度分調定額は、三
億二千二百二十一万七千円で、
収入済額は三億一千五百九十二
万五千円である。従って、収納
率は九七・七四%と前年に続き
僅かながら低下している。（六十
一年九八・〇八%、六十二年
九七・九二%）、また、滞納繰
越分の調定額は一千八百三十九
万七千円、収入済額三百六十七

万一千円で収納率は一九・九五
%（六十二年二一・五四%）で
滞納分の徴収金額は前年を上回
っているに反ならず、総体的に
は、過年度徴収分に匹敵する三
百六十二万一千円の未収が増え
ている。

徴収率の低下、また、未収額
累増の要因として本年度は、町
税において指摘したとおり、不
能欠損処分を行わなかったこと
が挙げられる。法の適用あるい
は準用により、当然徴収権を喪
失した国保税まで、未収額に計
上すべきでなく、しかるべく手
続きを了されたい。

国保税以外の歳入では、事務
費負担金一千四百四十九万七千円
医療給付費負担金二億九千四百
十六万五千円が国庫負担金で入
り、財政調整交付金九千四百九
十六万八千円と助産費補助金百
六十万七千円が国庫補助金で交
付されている。その他一般会計
繰入金三千三百三十七万二千円
基金繰入金三千八百万円と繰越
金一千三百二十六万一千円が主
なものである。

歳出では、療養給付費負担金
四億一千二百六十二万五千円、
高額療養費四千五百二十七万円
及び老人保健拠出金三億五百四
十一万円で歳出全体の九七・〇
五%を占める。

被保険者の状況、療養給付内
訳等詳細は省略するが、療養の
給付内訳で、一般の一人当たり
費用額は十四万三千五百七十六
円（六十二年十四万九千八百八
円）であり、老人保健の一人当た
り費用額は約五・五三倍の七十
九万三千九百六十六円（六十二
年約六・三五倍の八十九万二千
九十五円）となり、一般と老人
保健との差が徐々に縮小しつつ
ある。なお、保険給付費の動向
では、療養諸費総費用額は五億
八千四十七万七千円で前年対比
（六十二年五億九千九十五万九
千円）一・七七%、一千四十八
万二千円の減少になった。

第四回定例町議会

町長

行政報告

（要旨）

●公共用地の取得について

農業技術センター及び肉肥
育牛センター、高収益作物試
験圃用地については、具体的
な計画構想と地権者との用地
買収の内諾が得られた段階で
協議したいと考えております

Ⅵ・老人保健会計

歳入では、支払基金交付金四
億八千八百七十七万二千円が歳
入全体の六七・二%を占め、
次いで国庫支出金一億四千八百
六十五万七千円（二〇・四四%
）、道支出金三千五百十六万三
千円（四・八三%）である。町
が負担すべき老人医療費の五%
対応分として、一般会計繰入金
三千六百五十一万六千円が収入
されている。

歳出の医療給付費総額は、一
万四千二百三十三件、六億九千六
万三千円である。

●民間バス不採算路線対策について

留辺蘂線、遠軽線とも平均
乗車率が五人未満の路線とな
り、第三種生活路線に転落し
ました。

したがって、三か年は国庫
補助がありますが、その後は
赤字額の全額を町負担となり
今後の路線維持が課題となり
ますので関係市町との協議を
重ねてまいりたいと考えてお
ります。

議会のうごき

第四回定例町議会

会期12月14日～12月20日

条例

●佐呂間町ふるさとまちづくり振興基金条例の制定について
総務財政常任委員会付託

●町有林事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例制定について
原案可決
町有林特別会計が一般会計に包含されたのに伴い、条文の整備がなされました。

●佐呂間町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
原案可決
同条例に佐呂間格技館に関する条文が加えられました。

●特別職の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定について
原案可決

特別職の六月に支給される期末手当の額が給料月額「百分の百九十」から「百分の二百十」に改正されました。

●佐呂間町教育委員会教育長の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定について
原案可決

教育長の六月に支給される期末手当の額が給料月額「百分の百九十」から「百分の二百十」に改正されました。

●佐呂間町議会議員に対する期末手当支給条例の一部を改正する条例制定について
原案可決

町議会議員に対し支給される六月の期末手当の額が月額報酬額の「百分の二百」から「百分の二百二十」に改正されました

●職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例制定について
原案可決

●基本給の改訂
職員の給与が実質三・二六％引き上げになりました。

●諸手当の改訂

①通勤手当
職員の通勤手当の支給基準並びに基準額が一部改正されました。

②期末手当・勤勉手当

職員の期末手当及び勤勉手当の支給額が一部改正されました。

●職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
原案可決

職員の寒冷地手当の加算額が一部改正されました。

●佐呂間町公園条例の一部を改正する条例制定について
原案可決

同条例より「浜佐呂間運動公園」の名称が削除されました。

予算

●平成元年度佐呂間町一般会計補正予算（第九号）
原案可決

三千七百四万一千円が追加さ

●漁獲高及び農作物の収穫
状況について

漁獲高については、例年になく暖冬の影響により、外海ホタテの発育不良による生産高の低下、サケの豊漁安値による売上高の減少等が影響して、史上最高であった昨年の水揚げ高を下回り、十二月末見込みで二十四億二、九三七万二千円程度と推定されています。

次に農業生産高の実績見込みですが、農産においては二十二億二千万円、畜産においては五十六億五千万円、総額で七十八億七千万円で、昨年より二億一千万円程度の減少が見込まれております。

●ゴルフ場建設について

内容は議会だよりに掲載されております。

●故土田正氏の叙勲
受章について

元町助役故土田正氏の叙勲受章の報告がなされました。

●オホーツク紋別空港利用促進について

オホーツク紋別空港ジェット化に向けての利用促進については、関係市町村の協力により全体的に利用率が向上し平成二年度から複便化も可能という方向にあります。

利用割引助成については、鉄道運賃等の関係で、自己負担分を現在の六、一〇〇円から七、一〇〇円にアップし、会社の二十五パーセントの割引きは据え置き、町負担分の二、四五〇円を一、〇〇〇円引き下げ一、四五〇円（十二・七パーセント）にしたい旨協議会より要請がありましたので、地域間協力により航空整備促進を図るために、平成二年度においても協力し、住民の利用を図りたいと考えております。

●公共事業の進捗状況について

本年度の投資的経費は、当初予算と補正予算を合わせて十二億四千万円計上しておりますが、そのほとんどの事業が完了いたしました。

れ、予算の総額が四十六億六千五百九十三万二千円になりました。

主な補正額（千円以下繰上げ）

（歳入）

・町民税（個人）現年度課税分 一千三百四十四万八千円

・固定資産税現年度課税分 二千七百五万三千円

・河川災害復旧費負担金 五百七十四万四千円

・サロマ湖展望台設置事業費補助金 二千五百万円

・各公共施設整備基金繰入金 △四千円

・西富岡地二号道路改良舗装工事費 一千三百二十万円

（歳出）

・開基百年記念事業基金積立金 三千五百万円

・厚生病院運営費負担金 七百三十九万八千円

・文教施設整備基金積立金 四百万円

●平成元年度佐呂間町簡易水道特別会計補正予算（第三号）
原案可決

二百八十八万四千円が追加され、予算の総額が一億六千六百九十九万一千円になりました。
主な補正額（千円以下繰上げ）
（歳入）

・一般会計繰入金 △二百五十八万七千円

・佐呂間町簡易水道富武士送水管移設工事補償金 五百四十七万一千円

（歳出）

・浜佐呂間簡易水道排水溝取付工事 佐呂間簡易水道富武士送水管移設工事
（計） 二百八十六万七千円

●平成元年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）
原案可決

九十一万三千円が追加され、予算の総額が七億六千五百三万円になりました。
なお補正金額が少額ですので補正内容を省略させていただきます。

●平成元年度佐呂間町と場合会計補正予算（第三号）
原案可決

九十一万九千円が追加され、予算の総額が四千二百九十二万八千円になりました。
なお補正金額が少額ですので補正内容を省略させていただきます。

●平成元年度佐呂間町老人保健

特別会計補正予算（第三号）
原案可決

三百九十七万二千円が追加され、予算の総額が七億八千七百九十八万三千円になりました。
主な補正額（千円以下繰上げ）
（歳入）

・医療費交付金現年度分 二百七十八万円

・医療費負担金ほか 百九十九万二千円

（歳出）

・医療費支給費 三百九十七万二千円

●平成元年度佐呂間町一般会計補正予算（第十号）
原案可決

四千三百七十九万五千円が追加され、予算の総額が四十七億九百七十二万七千円になりました。
主な補正額（千円以下繰上げ）
（歳入）

・普通交付税 一千九百九万二千元

・前年度繰越金 二千三百八万二千元

（歳出）

・土地購入費 四百七十七万円
・人件費ほか 三千九百九万五千円

●平成元年度佐呂間町簡易水道特別会計補正予算（第四号）
原案可決

七十二万七千円が追加され、予算の総額が一億六千二百四十一万八千円になりました。
なお補正金額が少額ですので補正内容を省略させていただきます。

●平成元年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算（第四号）
原案可決

五十五万五千円が追加され、予算の総額が七億六千五百五十八万五千円になりました。
なお補正金額が少額ですので補正内容を省略させていただきます。

●平成元年度佐呂間町と場合特別会計補正予算（第四号）
原案可決

二十六万六千円が追加され、予算の総額が四千三百三十九万四千円になりました。
なお補正金額が少額ですので補正内容を省略させていただきます。

計歳入歳出決算認定について
認定

負担金 納入

●道営土地改良事業（浜南地区）に伴う負担金の納入について
原案可決

道営浜南地区かんがい排水事業に伴う負担金の納入について土地改良事業第九十一条第二項の規定に基づき次のとおり負担することが可決されました。
・負担予定額 四千九百五十万円または道営事業費の二二・五％
・納入期日 北海道知事が指定する期日

●道営土地改良事業（西佐呂間地区）に伴う負担金の納入について
原案可決

道営西佐呂間地区農地保全事業（石礫除去）に伴う負担金の納入について土地改良事業第九十一条第二項の規定に基づき次のとおり負担することが可決されました。
・負担予定額 二千二十五万円または道営事業費の一六・八七五％
・納入期日 北海道知事が指定する期日

認定

●昭和六十三年度佐呂間町各会

国民年金



ご存知ですか？

保険料の追納制度

国民年金は、他の年金制度にない保険料の免除制度も取り入れて運営されています。

免除を受けた期間については受給資格期間に算入されますが

保険料を納めた

人に比べ、年金額が三分の一となり極めて不利となっています

免除を受けた

期間の保険料は十年前にさかのぼって納めることができます。

また、この期間の保険料を追納することにより減額となる年金額を引き上げることができま

す。ぜひ納入して豊かな老後の



支えとされるようお勧めします

なお、一度に納めることが難しいときは、分割で納めることもできますので、役場年金係へお申し出ください。

お申し出ください。

納めた国民年金
保険料は所得から
控除されます

平成元年一月から十二月まで

に、あなた自身やご家族の分として納められた国民年金保険料は、所得税の確定申告の際「社会保険料控除」の対象となり総所得金額から控除されますので忘れずに控除の手続きをしてください。

なお、元年の保険料の額は次のとおりです。

詳しくは役場年金係におたずねください。

平成元年保険料額

月額	定額	1月～3月	7,700円
	額	4月～12月	8,000円
	付加保険料		400円
年額	定額		95,100円
	定額+付加		99,900円



控除



国民年金
保険料を
納めましょう

国民年金の保険料の納め忘れはありませんか。
保険料を納めることは、自分のためばかりでなく家族にとつ

国保一口メモ

退職者医療に

ついて

国民健康保険に加入している方（老人保健制度の対象者は除きます。）で厚生年金や各種共済組合から老齢（退職）年金や通算老齢（退職）年金を受けることができる方で年金制度（国民年金を除きます。）に加入していた期間が二十年以上か、四十歳以後十年以上である方が対象となります。

また、若年を理由として全額支給停止されている方は対象となります。

でも大きな意味を持っています。もし、未納のままにしておきますと

○将来、老齢基礎年金を受けられなかったり、減額されたりします。

○障害者になったとき、障害基礎年金が受けられません。

○万一の場合、奥さんやお子さんが遺族基礎年金を受けられません。

このようなことのないように国民年金保険料は必ず納めま

この制度の対象者は病院等で支払う自己負担が次のようになります。

退職被保険者（被用者年金受給者本人）

入院 2割
入院外 2割

被扶養者

入院 2割
入院外 3割



昔懐かしい遊びに歓声

く若佐冬まつりく

一月十四日、若佐ルクシ會主催による「昔の遊び広場」が若佐コミュニティセンターで行われました。

これは、地元の青年方が中心となって、手作りの遊びや昔の遊びを多くの人に楽しんでもらおうと企画したもので、この日は二百名以上の親子連れが、コマ回し、パッチ、竹馬など数々の催しものを楽しみました。

また、老人クラブの会員の方も参加し、お手玉やゴム飛びになつかしい遊びを披露していました。



町長表敬訪問より

オホーツク国際交流の集

十二月二十三日から在日留学生のホームステイ「国際交流の集い」の留学生十二名が本町を訪れました。

国際交流の集いは東京などで学ぶ在日留学生を道内に招き、民泊しながら地元との交流を深めてもらうことを目的に行われているもので、昨年八月にも三名の留学生が来町しています。

留学生は、シセア（佐呂間国際交流協会）の会員宅などに宿泊、年末年始にかけ日本のお正月を楽しんでいました。

また、滞在中は、小学校の訪問や書初め更にはお茶の初釜などを体験、一月九日までの短い滞在期間でしたが、交流の輪を広げていました。

知来小新春親子書初教室

書初教室

一月七日知来小学校において新春親子書初教室が行なわれ、二十人の親子が今年一年の思いを込め筆を握りました。

この教室は知来小学校が昨年から実施しているもので「親子のふれあい」を深めるとともにお父さんお母さんに作品を見てもらおうと行われたものです。

この日は、西原教頭が書道は「見る、聞く、そして書く」が基本になりますとお手本をした後、子どもたちは広い体育館で、三年生の「ひかり」から六年生の「大空を飛ぶ」の課題をのびのびと書きあげました。



佐呂間町農業委員会委員選挙人名簿縦覧について

縦覧期間 自 2月23日 (金)

至 3月 9日 (金)

縦覧場所 佐呂間町選挙管理委員会 (役場内)

大人としての自覚を

胸に刻み

平成二年成人式

一月十五日、町民センターで成人式が行われ、百十八名の新成人が大人の仲間入りをしました。

この日は、九十四名の男女が出席し、町長から「今日から二十年、三十年先に向かって自分の大きな目標を決め、強い意志で向かっていってください」との励ましの言葉に、参加者は大人としての自覚を胸に刻んでいました。

また、来賓の励ましの言葉に成人を代表して宗村政彦君が「佐呂間町民として一生懸命頑張ります」と力強く答え、式の後は「成人の日ウルトラクイズ」などのゲームを行い、楽しく成人の門出の日を祝いました。



東京サロママ会の

結成にむけて

一月十五日、東京で若里出身者の方で組織する「若栄会（代表中西吉夫氏）」の新年総会が行われ、本町から宇佐美助役が出席、東京知来会の代表幹事、足利稔氏を交えた中で、町の近況や、東京サロママ会の結成に向けて説明話し合いがなされました。

若栄会は、故郷の発展に寄与することを目的に、昭和四十五年発足、これまでも若里小学校へ楽器を寄贈するなど幅広い活動を行っており、この日も三十名の会員が出席し、思い出話に花を咲かせていました。

また、若栄会から町へ老人クラブ活動費用にと、五万円の寄付がありました。

サロママ湖の日の出に

思いを深めました

「サロママ湖日の出先取りツアー」



社会教育だより

サロマの古代ロマンを求めて

仁倉HS-06遺跡発掘調査報告

昨年八月から発掘調査に入
た仁倉HS-06遺跡の調査報
告を兼ね、皆さんにもう一度わ
が郷土サロマを考えていただこう
と、次により文化講演会を開
催致します。

今回発掘調査が実施されたの
は、仁倉と浜佐呂間の境、郡さ
んの道路をはさんで向い側九〇
〇㎡、八月二十一日～十月三十
日の期間延七〇〇人の作業員が
発掘に従事、出土した遺物は土
器片五、三六二点、石小刀一四
二点、石槍五九点、石鏃二三点



発掘作業風景



出土した 8,000年前の土器

掻器(そうき)一七七点、石斧
三点、砥石八点等、約一万三千
点にのぼっています。
今回の講演会では、出土遺物
のスライド解説や、全道、全国
的にみた出土品の位置づけ、そ
してサロマの古代人はどんな人
達だったのかを考えてみたいと
思います。多数の皆さんの来場
をお待ちしています。

日時 二月十五日(木曜日)
午後六時三十分より
場所 町民センター
演題 サロマペットの古代人
仁倉HS-06遺跡

発掘調査報告

講師 仁倉遺跡発掘調査員

米村啓英氏(網走)

へ講師略歴

昭和三年生まれ。昭和二十八
年明治大学文学部史学科卒業。
前網走市立博物館館長。調査歴

初心者大歓迎

公民館講座 受講生募集

教育委員会では、時間に余裕
のある冬季間に地元で学ぶ機会
をと、公民館講座を開設してい
ますが、本年度は次の二講座を
開設致します。お誘い合せの上
多数の受講をお待ちしています
各講座共通

受講料 無料

定員 二十名(締切り日前で
も定員になりしだい、
締切ります)

締切り 二月十五日(木)

その他 町内の方だけでなく参
加できます。

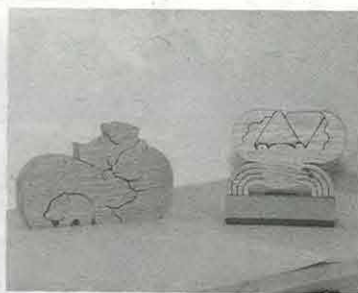
申込先 教育委員会社会教育係

(二一三三一、内線
三三四番、三三五番)

「組み木教室」

町内で豊富に産する木材を活
かし、手づくりと木のもつ暖か
さを知っていただこうと、
「組み木教室」を開講いたしま

丸瀬布町・金山一遺跡、小清水
町・フレイトイ貝塚、遠軽町・新
野上一遺跡等多数。
現在、北海道博物館協会副会長
北海道文化財保護協合理事
北海道遺跡等調査員



「くま」と「カニ」の組み木

す。

「組み木」は、一枚の板をく
りぬき、パズル風に組み立て、
遊びや素敵なインテリアとして
も使えるものです。

今回は初めてですので、中学
生にも作れるような内容を考え
ています。作業は糸のこでくり
ぬき、紙やすりをかけるだけで
でき上ります。多数の皆さんの
参加をお待ちしています。

期日 二月二十、二十一、
二十七日

「きもの着付教室」

富士地区初めての公民館講
座として、生活に役立つもの
と、きもの着付教室を開講致し
ます。

今回の教室は、初心者の方を
対象とした内容です。日本の民
族衣装として世界に誇る「和服」
。自分が着たい時に着れるの
が最高です。あなたの参加をお
待ちしています。

期日 二月二十、二十七日、
三月六、十三、二十日

(各火曜日、五回)

時間 午後一時三十分より
場所 富士漁民センター
内容 ウールの着方と
外出着の着方

・長襦袢の襟の直し方
・名古屋帯の結び方
・二重太鼓の結び方
・半巾帯の結び方
講師 未定

三月一、六日、の五回
時間 午後七時より
場所 若佐コミセン
講師 尾方 稔氏(若佐)
内容 組み木(二作品)
対象 中学生以上の男女
材料費 千円～二千円
(材料の大きさや、材
質によって異なる)

「名画鑑賞会」

のお知らせ

映画鑑賞の機会を通じ、文化に対する理解と親しみを深めていただくとう町内三会場において「名画鑑賞会」を開催します。今回上映する作品は、ロブ・ライナー監督の「スタンド・バイ・ミー」です。皆様のご来場をお待ちしております。

会場・期日

若佐コミセン

二月二十八日(水)

富武士漁民センター

三月一日(木)

町民センター

三月二日(金)

時間 開場 午後六時三十分

上映 午後七時

対象 高校生以上

上映作品「スタンドバイミー」

(カラー・八十九分)

主演 ウィル・ウィートン

リバー・フェニックス

入場 無料、入場整理券が必要

あらすじ 一九五九年の夏。ア

メリカの小さな町で、十二歳の

少年四人が行方不明になった死

体があるのを知り、森の奥へと

探しにでかける。たった二日間

の旅だったが、夜通しあるいて

朝町に着いた時、町がちつぽけ

に見えた。少年たちはそれぞれの思いを胸に別れていく・・・。

入場整理券取扱所

教育委員会、町民センター、

役場総務課、若佐コミセン、

佐呂間漁協、図書館、体育館

全町婦人の集い

のご案内

第七回、全町婦人の集いを、教育委員会と町女性懇談会(船木馨会長・九団体加盟)が共催して開催します。町内に在住する婦人であれば、どなたでも自由に参加いただけます。学びの場であるとともに、新しい出会いの場としてどうぞご参加下さい。

日時 二月二十五日(日)

午前十時より

場所 町民センター

内容 午前・講演

「くすり」と上手につきあう法

講師 東日本学園大講師

札幌斗南病院薬剤科

副薬剤科長 加藤清治氏

午後・ミニ運動会

誰でも気軽に参加できるゲーム大会です。

参加料 無料

申込み 二月二十一日までに、

教育委員会社会教育係

まで(電話申込み可)

楽器を購入!

金管バンド少年団

昨年十月末に結成された、佐呂間金管バンド少年団に待望の楽器が揃い、冬休み中の一月十七日に、今年の初練習が行なわれました。

佐呂間金管バンド少年団は、佐呂間町に文化的な活動をする少年団を」という趣旨のもと結成されました。

現在は団員も増え、十八名の団員が、町内三人の指導者の下で、毎週火、金曜日、佐呂間小学校音楽室で練習しています。結成以来、昨年までは町内の



その他・三五〇円で昼食をあっせん致します。運動靴をご用意下さい

学校などで使われていない楽器を借りて、練習をつんでしましたが、この程新しい楽器が購入され初練習が行なわれました。今回購入された主な楽器は、

コルネット十台、アルトホルン三台、トロンボーン三台、ユーホニウム二台、テューバ二台、マーチングドラムなどが揃いました。

一月十七日の初練習には、札幌より講師の先生に来ていただき

き、楽器の取り扱い方から手入れの仕方まで教わり、新品の楽器を手にした団員たちは、早速音を出して、実感を味わっていたようです。

これからは、一番大変な基礎練習の時期に入りますが、早く曲が吹けるようにと、団員一同頑張って練習しています。また一緒に活動する仲間を募集していますので興味のある方は、教育委員会までご連絡下さい。

家庭教育テレホンサービス

家庭教育テレホンサービスの内容は次のようになっていきます。今回は中学生に重点を置いた内容にしましたので、あなたの

聞きたい時間に二二〇二〇にダイヤルして下さい。二十四時間セットしてあります。

予定日・時間	対象	内 容
2月4日 9:00 2月13日 8:30	小学生	・非行の芽をつむ (1) 遊びから非行 (2) 悪の意識のない非行 (3) 心配な「集団非行」
2月13日 9:00 2月19日 8:30	中学生	・中学生の家庭学習 (1) 親のすること、できること (2) “ながら”勉強 (3) 子どもの勉強部屋
2月19日 9:00 2月26日 8:30	〃	・「中学生の反抗期」の育て方 (1) 第2反抗期の心理を理解する (2) 反抗と反抗期のちがい (3) 反抗期の特徴
2月26日 9:00 3月5日 8:30	〃	・「中学生の反抗期」の扱い方 (1) 反抗期の現象は心理的な乳ばなれ、親ばなれ (2) 反抗期の子どもの接し方 (3) 子どものもち味、よさを見出す育て方
3月5日 9:00 3月12日 8:30	〃	・友だちづきあい (1) 良い友達、悪い友達 (2) 異性との交友 (3) ひとりでも行動できる子

お知らせ

町や関係機関からの
お知らせ、行事の案
内をのせています。

運転免許証

更新時講習会

▽日時 三月五日(月)

午後六時から

▽場所 町民センター集会室

※講習は、有効期限(誕生日)
の一年前から受講できます。

更新手続きは、有効期限の一
か月前からです。

なお、受講される方は、免許
証、筆記用具をご持参ください
(交通安全協会佐呂間支部)

所得税の

申告は正しく

お早めに

平成元年(昭和六十四年)一月
一日から平成元年十二月三十一
日までをいいます)分の所得税

の確定申告は、二月十六日から
始まります。申告期限は三月十
五日ですが、期限間近になりま
すと税務署は大変混雑し、落ち
着いて相談できなかったり、長
時間お待ちいただくようなこと
になりかねません。

確定申告は、できるだけ早め
にお済ませください。

正しい確定申告を

所得税は、自分の所得の状況
を最もよく知っている納税者が
自ら税法に従って自分の所得と
税額を正しく計算して申告し、
納税するという「申告納税制度
」を採用しています。

昨年一年間の所得と税額を計
算し、お早めに申告と納税を行
ってください。

白色申告者も、収支内訳書の

添付を

事業所得、不動産所得、山林
所得を生ずべき業務を行っている
場合(青色申告書を提出する
場合は除きます)は、平成元年
分の確定申告書を提出するとき
に、その年の総収入金額や必要
経費の内容を記載した収支内訳
書を添付しなければなりません
確定申告をするときに、あわ
てないですむように、今から準
備しておきましょう。

納税は期限内に
確定申告による所得税の納期

身体障害者(内部障害者)の

運賃割引制度について

内部障害者に対する旅客鉄道
株式会社等の旅客運賃割引制度
の適用については、二月一日よ
り実施されます。

一、旅客鉄道株式会社(JR)

の旅客運賃割引制度について
(1)第一種身体障害者及び第二
種身体障害者の分類について
・ぼうこう又は直腸の機能障
害による四級の身体障害者
を除く内部障害者を第一種
身体障害者、ぼうこう又は
直腸の機能障害による四級
の身体障害者を第二種身体
障害者とします。

(2)割引率等について

従来より、肢体不自由者等
に対して適用されている現行
の割引率がそのまま適用され
ることになります。その概

限は、申告期限と同じ三月十五
日までです。期限内に納税を済
ませてください。

また、振替納税を利用して
いる方は、指定された預貯金口座
の残高を確認しておいてくださ
い。

(北見税務署)

要は以下のとおりです。

①第一種身体障害者が介護者
とともに乗車する場合は、
普通乗車券、定期乗車券、
回数乗車券及び普通急行券
が介護者とも五割引で購入
できます。小児定期乗車
券については割引されませ
ん。

②第一種身体障害者及び第二
種身体障害者が単独で百キ
ロメートルを越えて乗車す
る場合は、普通乗車券が五
割引で購入できます。

③その他、十二歳未満の者が
定期乗車券を購入する場合
については、障害の程度に
かかわらず介護者について
も通勤定期券が五割引とな
る等の特例があります。

(3)各民営鉄道についても、J
Rに準じた制度が実施される
こととなります。

二、航空旅客運賃の割引制度に ついて

満十二歳以上のJR第一種
身体障害者が、介護者と共に
又は単独で旅行する場合には
介護者とも普通大人片道運賃

の二十五パーセントが割引と
なります。

また、ぼうこう又は直腸の
機能障害による四級の身体障
害者(満十二歳以上)本人の
普通大人片道運賃の二十五パ
ーセントが割引となります。

なお、航空機への搭乗に際
しては、気圧の変化等もあり
安全な旅行をしていただくた
め、医師による診断書等を用
意していただくことがありま
すのでご了承ください。

三、身体障害者手帳の書換え等 について

割引運賃によって乗車され
る場合には、身体障害者手帳
を提示していただくことにな
りますので、居住地を管轄す
る福祉事務所において、身体
障害者手帳の旅客鉄道株式会
社旅客運賃減額欄等の書換え
を受けてください。

なお、詳しいことは役場民
生課社会係へお問い合わせ願
います。



衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

●●●投票日 2月18日●●●

既に御承知のとおり、二月十八日に衆議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票が行われます。

この選挙は、住民が国政に参加する大切な選挙でありますので、棄権することなく、国民の権利を正しく行使しましょう。

なお、今回の選挙の有権者や不在者投票など、わからないことについては、町選挙管理委員会事務局（☎二二三一一内線二二〇）にお尋ねください。

●有権者

・新たに選挙人名簿に登録される者

年令要件

昭和四十五年二月十九日まで
でに生まれた者

住所要件（転入者）

平成元年十一月二日までに
住民登録の転入届出の
手続を完了した者

●転出された方の選挙権について

平成元年十月十七日以降に
佐呂間町から転出された方は、
本町に選挙権がありません。

●不在者投票について

・投票日当日、次の事由で投票所へいけない人は、不在者投票をすることが出来ます。

(1)投票日当日、投票区の区域外で職務・業務に従事中であるとき、

(2)投票日当日、やむを得ない用務又は事故のため、町外に旅行中（滞在中）であるとき。

(3)病気等のため、歩行が著しく困難であるとき。

(4)重度身体障害者であつて、郵便投票証明書の交付を受けている方。

・不在者投票のできる期間

二月三日から二月十七日までの間、午前八時三十分から午後五時までです。

・不在者投票を行う場所

役場内選挙管理委員会

事務局

・不在者投票をする方は、印鑑を持参ください。

・指定施設（本町の場合は、厚生病院、愛の園）に入院、入園の人は施設内で投票できます。

また、町外の病院等の指定施設であれば、その施設で不在者投票ができますので、早目に施設の事務局へ申し出て手続きをしてもらうようにしてください。

●選挙運動について

選挙運動については、公職選挙法の規定により、いろいろ

と制限があります。

選挙違反はちよつとした不注意や、気付かないでしている場合がありますので、充分に注意をしてください。

（佐呂間町選挙管理委員会）

軽自動車等の 異動届を しましょう

軽自動車等は、毎年四月一日現在の所有者に課税されます。

軽自動車等の異動（譲渡、廃車、車輛変更）があつても、届け出なければ、そのまま課税されます。

原動機付自転車（一二五cc以下）・小型特殊自動車の異動があつたときには（廃車、車輛変更の場合は、ナンバーを返納）役場財政課資産税係に、二五〇cc以上のバイク及び軽自動車の異動があつたときには、北見地区軽自動車協会に、届出をしてください。

また、身体障害者が所有している軽自動車等で、一人一台に限り、軽自動車税の減免を受けることができます。

詳しいことは、役場財政課資産税係におたずねください。

固定資産税台帳縦覧

あなたにかかる固定資産税（土地・家屋など）の課税台帳をみましょう。

●期 間 3月1日から3月20日まで

毎日午前8時30分～午後5時00分

（土曜日は午前中のみ、日曜日は除く）

●場 所 役場財政課 資産税係

みんなで加入しましょう!!

交通災害共済

一人年額 500円

共済見舞金基準額表

等級	災害の程度	共済見舞金基準額
1等級	死亡したとき（事故発生後 180 日以内に限る）	1,000,000円
2等級	151日以上 180日以下の治療期間を要する傷害	130,000円
3等級	121日以上150日以下の治療期間を要する傷害	80,000円
4等級	91日以上 120日以下の治療期間を要する傷害	60,000円
5等級	61日以上90日以下の治療期間を要する傷害	50,000円
6等級	31日以上60日以下の治療期間を要する傷害	40,000円
7等級	8日以上30日以下の治療期間を要する傷害	30,000円
8等級	7日以下の治療期間を要する傷害	20,000円
9等級	自動車損害賠償保障法施行令の別表第1級各号に掲げる後遺傷害	370,000円
10等級	自動車損害賠償保障法施行令の別表第2級及び第3級各号に掲げる後遺傷害	200,000円

今年も、交通災害共済の加入時期になりました。
この制度は、網走支庁管内二十三町村の住民が、一人年額五百円の掛金を、不幸にして交通事故で怪我をされた方や亡くなられた方の遺族へ見舞金を贈り救済の一助とするものです。
本町の平成元年度の加入率は町民皆様の御協力により、九十一・八パーセントでした。
また、見舞金の支給額は、十二月末現在で、総額百九十六万円となっています。

三月三十一日で、現在加入している交通災害共済は期限切れになりますので、今まで加入されていた方も、新しく加入される方も三月中に加入手続きを済ませてください。
四月一日以降に加入される場合は、加入した翌日から平成三年三月三十一日までが有効期間となり、掛金は五百円と変わりありません。
役場で加入申し込み用紙に、住民票のある各世帯のみなさんの氏名、生年月日、性別などを

記入し各自治会に加入取りまとめをお願い致しますので、各世帯で記入事項を確認の上、加入人数分の掛金を添えて、自治会に申し込んでください。
四月一日以降の申し込みは、直接役場住民活動係で行ってください。
不測の事故に備えて一人でも多くの方が、加入くださる様お願い致します。

見舞金

請求の

手続き

事故に遭われた交通災害共済加入の方は、事故発生日から一年以内に請求の手続きをしなければ、見舞金は支給されません
見舞金請求の手続きは、怪我が完治してから行いますが、完治するまでに一年以上かかる場合は、一年以内に一度請求手続きを行わなければなりません。
《見舞金請求に必要な書類等》
一、印鑑
二、交通災害共済見舞金請求書
三、診断書
四、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書
※交通事故証明書が得られない場合は、交通事故申立書でも請求できますが、七等級三万円が支給限度となります。
なお、請求時に必要な用紙（見舞金請求書、診断書用紙、交通事故証明書請求用紙、事故申立書）は、役場住民活動係にあります。

ぼくとわたしの作品

今月は知来小学校のお友だちの作品を紹介します。



一年 福田 美佳

明るい笑顔と色調が、一輪車で遊ぶ楽しさを表しているようです。



五年 竹内 一弥

じつとみつめている友だちの横顔がよく表現されています。また、目の輝き、髪、ひふの色にも工夫がみられます。

すみ水のふくませ方がよく、筆の勢いが感じられる作品です。筆の入れ方、止め方、はらい方の基本が身について新年にふさわしい出来ばえです。

四年 伊東 尚美

一月七日新春親子書初教室で書いた作品です。筆圧があつて一字一字ていねいに、全体としてまとまりのある作品になりました。

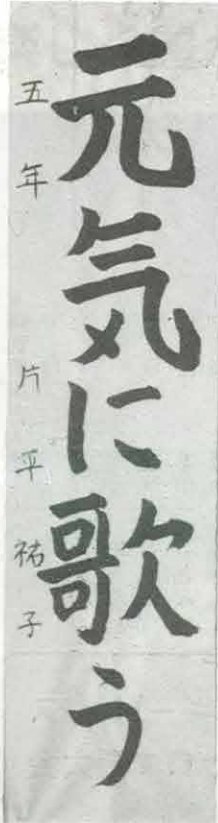


四年

伊東

尚

美



五年

片平

祐子

ベビーフェイス



若佐

小池

一史さん
香澄さん

長男

ゆうた
雄大ちゃん

昭和六十一年十一月十一日生

こんにちは。

ぼくが小池家の三代目、雄大です。みんな、まるでお父さんのコピーだね、って言うよでも、ぼくの方がずっといい男でしょ。お父さんは、ぼくをバレーの選手にしようと一生懸命だけど、悪いけどぼくは将来ターボレンジャーになる予定なんだ。

ちよつと泣き虫で甘えんぼだけど、ノツチャウと光ゲンジの歌を振り付きで踊ったりもしちゃうよ。

いつも同年の、いとこの英理ちゃんと、そり遊びしているからみんなも友達になつてね。

交差点

▶平成元年 交通事故発生状況

	発生件数	死者数	負傷者数
(12月末現在)	23 (19)	1 (1)	22 (18)

() 内昭和63年同期

▶交通事故死ゼロ300日目標

達成日	平成2年4月9日
1月末現在	232日です。

ご寄付 ありがとうございました

▼香典返しを廃して
社会福祉協議会へ

(亡父政一さん)

東 中原 定一さん

(亡長男響さん)

中 國 豊田 伸広さん

(亡母ナツさん)

西 富 吉田耕太郎さん

(亡母王蔡綴さん)

若 佐 王子 秀章さん

(亡母チメさん)

知 来 林 一郎さん

(亡母ミチ子さん)

網走市 青野 範明さん

●栃木老人クラブへ

(亡祖母とよみさん)

栃 木 鈴木 賢吾さん

●若佐老人クラブへ

(亡父清さん)

若 佐 川尻 久嗣さん

●仁倉老人クラブへ

(亡父武雄さん)

仁 倉 惣田 将勝さん

▼全快祝を廃して

●富武士老人クラブへ

富 武 士 石田ヒサシさん

▼米寿祝を記念して

●仁倉老人クラブへ

仁 倉 中村 正さん

その他

●栄小学校へ

啓 生 三好 壽一さん

●特別養護老人ホームへ

《寄付》

知 来 大山 勇吉さん

宮 前 町 向 井 勇さん

朝 日 近 藤 義光さん

帆 岩 本 田 義一さん

中 園 豊 田 静さん

川 西 千 葉 安高さん

富 武 士 石 田 一郎さん

知 来 清 水 誠さん

富 武 士 小 坂 一男さん

東 中 原 定一さん

美 幌 町 大 谷 恒芳さん

留 辺 薬 町 橘 保治さん

清 里 町 中 西 仲子さん

《寄 贈》

西 富 石 井 ちかさん

西 富 市ノ瀬茂行さん

清 里 町 中 西 仲子さん

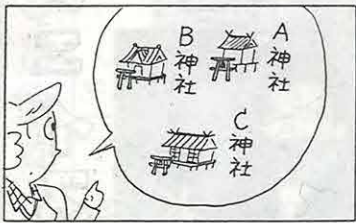
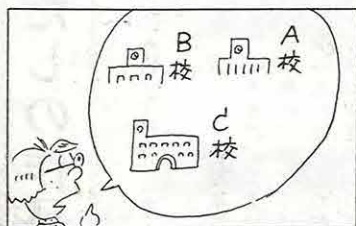
永 代 町 赤 玉 薬 局

永 代 町 杉 野 商 店

佐 呂 間 日 赤 奉 仕 団

サロマロータリークラブ

わが家
西村 宗



《奉 仕》

佐 呂 間 美 容 組 合

佐 呂 間 日 赤 奉 仕 団

●町立図書館へ

宮 前 町 佐 藤 寿之さん

富 武 士 中 野 ノブ子さん

北 見 市 中 村 美恵さん

阿 寒 町 前 田 三郎さん

美 幌 町 浦 野 正春さん

札幌市 町 役 場

札幌市 財 北 海 道 科 学

札幌市

ATV(3輪バギー)レース サロマ湖大会

と き 3月4日
と ころ 浜佐呂間特設会場
問 い 合 せ 先 佐呂間町観光協会
☎2-3311



私たちのまち

人 口	8,136	(前月比)
男	3,929	(- 10)
女	4,207	(- 5)
世帯数	2,576	(+ 1)

12月31日現在

東京都

三 菱 広 報 委 員 会

サイエント

ロジ

文化協会